

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_8(①要綱)

○江東区重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱

昭和60年8月19日

江西福発第712号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第2号の規定に基づく地域生活支援事業として、在宅の重度身体障害者(児)及び難病患者等に対し、その者が居住する家屋の玄関その他の住宅設備の改善に要する費用(以下「設備改善費」という。)を給付し、もって日常生活の利便を図ることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 給付対象者は、区内に居住する在宅の身体障害者(児)及び難病患者等で別表対象者の欄に掲げるものとする。ただし、給付対象者又はその属する世帯の他の世帯員のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第48条の2第1項で定める者の所得が同条第2項で定める基準以上であるときは、この限りでない。

(設備改善費の種目)

第3条 設備改善費の種目は、別表種目の欄に掲げるものとする。

2 小規模改修の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる改修を伴う用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への取替え

(6) 前各号に掲げるもののほか、前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3 中規模改修の対象となる住宅改修の範囲は、玄関等の住宅設備の改修を伴うものとして区長が認める用具の購入費及び改修工事費とする。ただし、台所改善については、家事に従事する者を対象とする。

4 設備改善費の給付に当たっては、小規模改修に係る規定を優先的に適用し、なお足りない場合に中規模改修に係る規定を適用するものとする。

5 65歳未満の者で介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく住宅改修費の支給対象者が同法の支給対象となる住宅改修を行う場合は、同法に基づく住宅改修費の支給を受けてなお不足する部分のみ設備改善費の給付を受けることができる。

6 前項に規定する場合において、小規模改修に係る設備改善費は、給付しない。

(給付要件)

第4条 設備改善費の給付の対象となる住宅は、給付対象者が現に居住するものでなければならない。この場合において、当該住宅が自己の所有でないものについては、当該住宅の家主の承諾を得なければならない。

2 設備改善費の給付は、新築工事に併せて実施する場合は、給付対象としない。ただし、屋内移動設備に限り新築工事と併せて実施する場合は、給付対象とする。

3 設備改善費の給付は、一世帯当たり同一種目一件とする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

(給付申請)

第5条 設備改善費の給付を受けようとする者は、日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。

- (1) 工事計画書(図面等)
- (2) 見積書

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_8(①要綱)

(3) 住宅設備改善に関する承諾書(別記第2号様式)及び家屋に係る賃貸契約書の写し(自己の所有でない住宅に居住する者に限る。)

(調査)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請者の障害状況、家屋の状況及び居住状況等を調査し、住宅設備改善調査票(別記第3号様式)を作成し設備改善費の給付の要否を決定しなければならない。

(給付決定)

第7条 区長は、前条の規定により、設備改善費の給付を決定したときは日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与決定通知書(別記第4号様式)により、設備改善費の給付の申請を却下したときは日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与却下決定通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定により、住宅改善費の給付を決定した者(以下「給付決定者」という。)に日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付券(別記第6号様式)を、当該改修工事の施工業者(以下「委託業者」という。)に日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与委託通知書(別記第7号様式)を、それぞれ交付する。

(住宅改善費の給付)

第8条 住宅改善費の給付は、委託業者に支払うことによって行うものとする。
2 給付決定者は、設備の改善又は設備工事が完了したときは、重度身体障害者(児)住宅設備工事完了届(別記第8号様式)を区長に提出するものとする。
3 区長は、前項の住宅設備工事完了届を受理したときは速やかに実地調査を行い、工事計画に基づく実地状況について要否の判定を行い、次により必要な措置をとること。
(1) 工事の施工が適当と認められた場合は設備の使用を承認する。
(2) 工事施工のある場合は、委託業者に対して改善を命ずる。
(3) 申請者が工事箇所を著しく変更して、委託業者に工事を指示したことが

明らかに認められた場合には、給付を取り消すことができる。

(費用の負担)

第9条 給付決定者又はその扶養義務者は、次に掲げる費用を、直接委託業者に支払わなければならない。

(1) 法第76条第2項の規定により算定した補助金の額

(2) 設備改善費が別表に定める基準額を超えるときは、設備改善費から基準額を除いた額

2 前項の場合において、給付決定者が本事業の給付を受ける月と同一月内に、江東区重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年9月29日18江保第2858号。以下「生活用具給付要綱」という。)に基づく日常生活用具の給付を受けた場合で、前項第1号に定める額と生活用具給付要綱第9条第1項に定める額の合計が、令第17条第1項に規定する月額負担上限額を超えるときは、当該合計額と当該月額負担上限額との差額を前項第1号に定める額から差し引くものとする。

(委託業者への支払)

第10条 区長は、委託業者から住宅改善費の給付に係る請求があったときは、当該給付に要した費用の額から前条に規定する費用の額を控除した額を支払うものとする。

(設備の管理)

第11条 設備改善費の給付を受けた身体障害者及びその扶養義務者は、当該設備を給付の目的に反して使用してはならない。なお、これに違反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_8(①要綱)

(適用月日)

1 この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に江東区身体障害者(児)日常生活用具及び設備改善費給付等要綱(昭和52年1月江東社発第943号)に基づいて、設備改善費給付の決定している者は、この要綱によって決定している者とみなす。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条、第9条関係)

種目	対象者	基準額
小規模改修	① 学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者(ただし、専用便器への取替えについては上肢障害2級以上の者) ② 下肢又は体幹機能に障害のある精神患者等	200,000円
中規模改修	① 学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 ② 学齢児以上65歳未満で、障害の部位にかかわらず障害の程度が2級以上であり市区町村民税が非課税の世帯に属する者	641,000円
屋内移動設備	① 学齢児以上で、上肢、下肢又は体幹の機能障害を有し、歩行ができない状態で、かつ障害の程度が1級の者及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者	ア 機器本体及び付属器具 1件 979,000円 イ 設置費 1件 353,000円
階段昇降機	① 学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者	直線型 800,000円 曲線型 1,800,000円

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_8(①要綱)

	度が3級以上の者及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者	
--	---------------------------------	--

別記第1号様式(第5条関係)

日常生活用具 住宅設備改善費 点字図書	給付・貸与申請書
---------------------------	----------

申請日 年 月 日 (申請者)						
江東区長 殿			住所			
			氏名			
対象者との様情						
電話						
下記のとおり、日常生活用具、住宅設備改善費、点字図書(給付・貸与)の申請をいたします。						
日常生活用具、住宅設備改善費、点字図書(給付・貸与)の決定のため、私の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。						
対象者 ナ	フリガ ナ		性別	生年月日	年齢	
	氏名			年 月 日	歳	
	住所		電話番号			
身体障害者手帳	番号					
	障害名					
受の手帳	番号					
疾病名						
種目			形式規			
			構等			

希望する業者	名称		
	所在地		
	電話		
該当する所得区分	生活保護・(低所得1・低所得2)・一般・一定所得以上		
世帯範囲の特例に関する認定	<input type="checkbox"/> 下記のいずれにも当てはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、対象者のみ又は対象者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 稲利上、同一の世帯に属する親、兄弟、こども等が障害者扶養控除の対象としていない 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、こども等の扶扶養者となっていない		
生活保護への移行予防(自己負担減免措置)に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(自己負担減免措置)を希望します。		
備考			

別記第2号様式(第5条関係)

住宅設備改善に関する承諾書

江東区長 殿

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_8(①要綱)

今般、私の所有する

東京都 江東区

丁目 番 号の

が使用する家屋の一部改造につき、下記事項について確認し、これを承諾します。

年 月 日

家屋所有者 住所

氏名 印

借主 住所

氏名 印

記

1 住宅設備改善による修理箇所

2 退去時、原状回復の要(有 無)

3 原状回復有の場合の費用負担者 _____

別記第3号様式(第6条関係)

住宅設備改善調査票

申請年月日	第 号 年 月 日	身体障害者手帳番号	第 号
障害名	種 級		
等級			
申請者氏名 生年月日	年 月 日生		
住所			
現在の住まい の状況	1 自家 2 借家 家主の承諾(有 無)		
現在の介助の 状況	入浴 1 不可 2 全面介助 3 一部介助 4 自立 排便 1 全面介助 2 一部介助 3 自立 屋内移動 1 全面介助 2 一部介助 3 自立 飼育 1 不可 2 一部可能		
改善の項目	1 小規模改修 2 中規模改修 3 屋内移動設備 4 段段界障壁	改善の内容	
上記のとおり確認しました。			
年 月 日	調査者	印	

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_8(①要綱)

別記第4号様式(第7条関係)

年 月 日

様

江東区長

日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書の給付・貸与について、下記のとおり、決定しましたので通知します。

記

券 号	決定年月日				
氏名	生年月日				
住所	電話番号				
保 護 者 姓 名	利用者との関係				
月額負担上限額		既負担額	差引今回月額上限額		
種目	基準額	見積額	利用者負担額		公費 負担 額
			超過負担額	自己負担額	

自己負担調整 額					
合計					
				計	
納入業者	名称 所在地 電話				
問合せ先					

別記第5号様式(第7条関係)

年 月 日

様

江東区長

日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与却下決定通知書

年 月 日に申請された日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書の給付・貸与については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_8(①要綱)

記

1 申請事項

2 却下の理由

問合せ先

別記第6号様式(第7条関係)

日常生活用具	給付券
住宅設備改善費	
点字図書	
券	決定年月日

番号					
氏名			生年月日		
住所			電話番号		
保護者氏名			利用者との関係		
月額負担上限額		既負担額		差引今回月額上限額	
種目	基準額	見積額	利用者負担額		公費負担額
			超過負担額	自己負担額	
自己負担割合額					
合計					
			計		
納入業者	名称 所在地				

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_8(①要綱)

電話			
上記のとおり決定する。			
江東区長			
判定員職・氏名		判定年月日	
用具等受領者氏名		用具等受領年月日	
利用者より受領した額		納入業者	
上記受領年月日		印	

別記第7号様式(第7条関係)

年 月 日

江東区長

日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与委託通知書

年 月 日付をもって申請のあった日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書の給付・貸与について、下記のとおり委託することを決定しましたので通知します。

記

券番号		決定年月日	
氏名		生年月日	

住所		電話番号			
保険者氏名		利用者との関係			
月額負担上限額		既負担額	翌引今回月額上限額		
種目	基準額	見積額	利用者負担額		公費負担額
			超過負担額	自己負担額	
自己負担調整額					
合計				計	
納入業者	名称 所在地 電話				
備考					
問合せ先					

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_8(①要綱)

別記第8号様式(第8条関係)

重度身体障害者(児)住宅設備工事完了届

年 月 日

江東区長 殿

住所

氏名 _____ 印

先に決定のあった、住宅設備に係る改善工事が完了しましたので報告します。

給付決定年月日 年 月 日

給付番号 第 号

工事完了年月日 年 月 日

上記のとおり完了届が提出されたので、 年 月 日実施調査を行った。

その結果は次のとおりである。

1 工事が計画どおり施行されているので、適当と認める。

2 工事施行上不備な点が認められるので、再工事を命じる。

3 ()

